

壱岐市農業委員会定例会（令和5年4月）
議事録

1. 開催日時 令和5年4月24日（月） 午後4時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 ・番 ・・・ 委員 ・・・ 番 ・・・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・番 ・・・ 委員 ・・・ 委員
 - 第2. 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第22号 非農地証明願について
 - 議案第23号 令和5年度農用地利用集積計画の承認について
(第1回)
7. 報告事項 令和5年度農業用施設等届出申請について
8. その他

事務局 皆さんこんにちは。
開会前に4月の人事異動で、農業委員会に配属された職員をご紹介します。
(事務局長挨拶)
続きまして、・・課から・・主事が配属となりましたので、ご紹介します。
(・・主事挨拶)
それと、ここにおります・・事務局長補佐と事務所に・・がおりますので、
1年間どうぞよろしくお願いします。
それでは、早速ではございますが、只今から令和5年4月の農業委員会総会
を開会いたします。
本日は、・番 ・・・ 委員さん、・・番 ・・・ 委員さんより欠席の届けが出てお
ります。また、本日の出席委員は19名中17名で過半数を超えておりますの
で、総会は成立を致しております。
それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き
続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】
議長 それでは、これより議事に入ります。
まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱
岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議

長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員にお願いしたいと思います。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第19号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は、全て個人でありますので、「農地所有適格法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件共売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうかについては、令和5年4月1日から撤廃となっております。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

13番 土地の所在

郷ノ浦町片原触 字鎌崎 ・・・番 地目 畑 面積 895m²

1筆であります。

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、0です。

申請理由

譲渡人 謙受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて、農業を開始する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況については、今後譲り受けた土地で野菜等を栽培します。農機具は、管理機、軽トラック、トラクターを所有されてあります。構成員は、譲受人のみであります。通作距離については自宅付近にあるので自宅から30m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜、主にニンニク等を栽培する計画であり周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月19日に・・委員さんと譲受人のご主人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 議長。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんこんにちは。担当の・・委員が都合により、欠席ですので、・・が補足説明いたします。事務局の説明どおり、4月19日に・・さんの立会いのもと現地確認に行きました。・・さんは、自分の倉庫の裏にある畑を買い受け、農業を始めるという事がありました。譲渡人の・・さんにもお話を聞きましたが、ここ数年荒らしてしまっているということと50a以上の下限面積要件も撤廃されましたので、何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第19号13番は、決定します。続きまして、14番の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願いします。

14番 土地の所在

芦辺町中野郷東触 ふるや 字古屋 ・・・・番・ 地目 田 面積 887m²

1筆であります。

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地は、田が3, 572m²、畑が739m²、計4, 311m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により、売却する。

譲受人 買受、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻作付及びみかんやゆず等の栽培です。農機具は、耕運機、軽トラック、管理機、トラクター等を所有されてあります。農作業歴は本人40年で臨時雇いを50日間分雇用しております。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」は、水稻を作付ける計画であり、周辺農地には、特に影響ないと判断されます。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。4月19日に・・委員さんと譲受人及び譲受人の長男の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんこんにちは。担当の・・です。

ただいま事務局の説明の通り、4月19日に現地確認を行いました。

・・さんは、申請地の隣接農地に水稻を作付けされておりまして、申請地も水稻を作付けるという事でありました。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第19号14番は、決定します。続きまして、15番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。

15番 土地の所在

芦辺町箱崎本村触 おおごもり 字大籠 ・・・番・ 地目 田 面積 499m²

1筆であります。

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地は、田が22, 918m²、畑が4, 090m²、計27, 008m²です。

申請理由

譲渡人 体調不良により管理できないので、譲受人に売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付け及び野菜の栽培です。農機具はトラクター、ハーベスター、草刈機、軽トラを所有しております。

農作業暦は本人58年、妻52年です。通作距離は1.2km程です。

これらの状況から全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻・飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月19日に・・委員さんと譲受人の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんこんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月19日に現地確認を行いました。

譲渡人の・・さんが、体調不良により管理できなくなつたため、譲受人の・・さんが、買い受けて引き続き耕作して行くとの事であります。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第19号15番は、決定します。続きまして、議案第20号「農地法第4条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい 3頁をお願いします。

議案第20号「農地法第4条の規定による認可申請について」農地の転用について、次のとおり認可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達する要がある。

2番 土地の所在

郷ノ浦町庄触 字横内 ・・・番・ 地目 田 面積 394m²

転用目的 一般個人住宅

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 現在、市営住宅に住んでいるが、子供の成長に伴い、手狭になってきたため、申請地を居宅として建築したいので申請します、というものです。

農振用農用地区域外の農地で、農地の区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。

4月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 議長。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 ・・です。事務局の説明の通り、4月19日に本人さん立会いの下現地確認を致しました。現在住んでいる市営住宅が狭いため、一戸建ての家を建てたいということです。転用許可が下り次第、計画通り着工したいということでありましたので、皆様方のご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第20号2番は、意見を付して進達いたします。続きまして、議案第21号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願いします。

議案第21号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

7番 土地の所在

郷ノ浦町木田触 字中尾 ・・・番・ 地目 畑 面積 499m²

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在、借家に住んでいるが、子供が大きくなり手狭になったため、申請地を譲り受けて自己の居宅を建築したいので申請します、というものです。

農用地区域除外は、県の同意を得て令和5年3月29日に完了致しております。

農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断致しております。

位置図、写真、配置図は8頁から10頁です。昨年12月19日の農振地域除外時に・・委員さんと申請人のお父さんの立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 議長。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、昨年の12月の定例の時に農振除外について、ご承認いただいた案件です。本人に確認したところ、転用許可が下り次第、計画通り着工したいということでありました。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第21号7番は、意見を付して進達いたします。続きまして、8番の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願いします。

8番 土地の所在

郷ノ浦町若松触 字 射辻原 いつけじばる ・・・・番・ 地目 田 面積 729m²

郷ノ浦町若松触 字 射辻原 いつけじばる ・・・・番・ 地目 畑 面積 184m²
2筆で913m²であります。

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在、借家に住んでいるが、子供が大きくなり手狭になったため、申請地を譲り受けて自己の居宅を建築したいので申請します、というものです。

農用地区域除外は、県の同意を得て令和5年1月6日に完了致しております。

農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断致しております。位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。4月19日に・・委員さんの立会いの下現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 議長。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんこんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月19日に現地確認を致しました。本人は当日不在でありましたが、前の日に奥さんに確認しましたところ、現在、住んでいる借家について子供たちが大きくなり、手狭になったため、自己の居宅を建てたいとのことです。皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第21号8番は、意見を付して進達いたします。続きまして、議案第22号「非農地証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、14頁をお願い致します。議案第22号「非農地証明願について」、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

1番 土地の所在

石田町石田西触 字原ノ久保^{はるのくぼ}・・・番・ 台帳地目 畑

現況地目 農業用施設 面積 176m²

石田町石田西触 字原ノ久保・・・番・ 台帳地目 畑

現況地目 農業用施設 面積 122m²

転用目的 農業用施設

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 願い出地は、平成14年頃に父が農業用倉庫を建築し、現在に至っている、というものです。位置図、写真は15頁から17頁です。

4月19日に・・委員さんと申請人の親戚の方の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんこんにちは。担当の・・です。

只今、事務局から説明があった通り4月19日に ・・さんが島外居住のため、親戚の・・・さんに立ち会いをお願いしました。現地を確認しました。写真を見てわかるとおり、周囲も農地でありますので、20年以上何ら問題はなかったという事です。皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第22号1番は、決定いたします。続きまして、議案第23号「令和5年度農用地利用集積計画の承認について（第1回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 18頁をお願いします。

議案第23号「令和5年度農用地利用集積計画の承認について」今年度1回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。今回利用権設定の件数は36件、借り手が21人、貸し手が36人です。田が65筆、76,

359m²、畑が21筆で25,131m²、合計86筆で101,490m²となっております。この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、19頁から21頁に掲載を致しております。よろしくお願ひします。

議長 この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それでは、ご異議ないようですので、議案第23号も決定します。続きまして、報告事項「農業用施設等届出申請について」事務局から報告をお願いします。

事務局 はい、22頁をお願いします。

2番 土地の所在

郷ノ浦町有安触 字森 ・・・・番・の一部 地目 畑

面積 899m²のうち187m²

転用目的 農業用施設

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地に牛舎を設置して利用したいので申請します、ということです。

位置図・写真・配置図は、23頁から25頁です。

続きまして、3番土地の所在

芦辺町湯岳興触 字田口 ・・・番の一部 地目 田

面積 2060m²のうち117m²

転用目的 農業用施設

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地に堆肥舎を設置して利用したいので申請します、ということです。位置図・写真・配置図は、26頁から28頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい 報告事項でありますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からその他の件ですが。

- ① 5月の定例会の日程 → 令和5年5月25日(木) 午前9時～
- ② 令和5年5月1日から10月31日までクールビズの実施について
- ③ 令和5年度最適化活動の目標設定について

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。